

答 申 書

(答申第7号)

令和4年3月17日

福井県行政不服審査会

第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年10月11日に提起した福井市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分（令和3年8月18日付け発第528号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却するとの福井県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

次の理由により、本件処分を取り消し、本件処分による返還金から、審査請求人が処分庁に提出した見積書（以下「見積書」という。）に記載された額について差し引く旨を約束した分を減額するとの裁決を求める。

- (1) 障害年金の遡及受給に伴い、処分庁から生活扶助費の返還の説明は受けていたが、医療費の返還についての説明は、令和3年6月21日までなかった。
- (2) 令和3年7月6日に、上記(1)の説明がなかったことに対する解決案として、処分庁から生活必需品や仕事を始めるに当たり必要な物の金額を返還金から控除することで支援できるとの説明をされた上、見積書の提出依頼を受けた（処分庁から金額の上限がないことも説明された。）。
- (3) 処分庁から早く購入し、領収書を提出するよう求められたため、引越しや購入を急いだ。
- (4) 上記(3)の購入後、処分庁は上記(2)の返還金から控除するという説明に誤りがあったとして、必要な物を支援するという上記(2)の解決案を撤回した。
- (5) 処分庁の誤った説明を信じて、引越しや物品の購入をしたのであるから、その金額を返還金から控除することを認めるべきである。

2 審査庁の主張

処分庁の誤った説明を信じて被保護世帯が物品の購入を行った場合であっても、その場合に法第63条および生活保護に関する法令に処分庁の裁量を認める規定はないため、本件審査請求は棄却することが妥当である。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求を棄却すべきである。

2 理由

(1) 法第63条に基づく費用返還について

法第63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、(中略) その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

次に、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)1の(1)によれば、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、(中略) 返還額から控除して差し支えない。」とされている。

また、課長通知1の(2)によれば、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについては、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。」とされ、「当該費用返還額は原則として全額となること」とした上で、「真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」とされている。

審理員が処分庁に確認したところ、処分庁では、年金の遡及受給により返還を求める場合、年金を原則全額返還させる方針をとっており、通常、年金の受給に必要となる診断料や交通費を除き、控除を認めていないとのことであった。

また、処分庁は、令和3年7月6日のケース診断会議において、審査請求人からの辞退届に基づいて保護の廃止を決定した際、今後毎月受給する年金の額や国民健康保険加入に伴い重度障害者への医療費助成制度が適用され医療費負担がなくなることを確認しており、保護廃止後に審査請求人が直ちに急迫した状況に陥るとは認められないことを確認している。

さらに、処分庁は、令和3年8月13日のケース診断会議において、審査請求人の障害年金遡及受給額は約416万円であり、年金受給のための診断書料を差し引くと約414万円であるところ、仮に、審査請求人が受給済みの扶助費約216万円を返還し、見積書に記載された約101万円を費消していたとしても、なお、審査請求人の手元には90万円以上が残る状況にあることを確認した上で、216万円を全額返還しても自立を著しく阻害するとは認められず返還金から自立更生費等を控除することはできないと判断しており、課長通知1の(1)および(2)に基づいて、控除の必要性を慎重に検討していることが認められる。

処分庁は課長通知に則り、通知の定める範囲内で処分を行っており、違法または不当な点は認められない。

(2) 処分庁による審査請求人への誤った説明について

処分庁の弁明書等によれば、令和3年6月18日、審査請求人より障害年金の遡及受給が決定したとの報告があり、遡及して支給される障害年金の返還金から控除ができないか処分庁に相談があった。この際、処分庁の担当者は上司と相談の上、年金請求にかかる経費、自立更生のために最低限必要な就労経費や生活必需品については控除できるとの説明を行った。

令和3年7月26日、審査請求人から就労経費や生活必需品の見積書（カーテン、洗濯機、ベッド、パソコン、プリンターなどの物品合計101万円分）が処分庁に提出され、処分庁は概ね控除可能と回答した。

令和3年8月13日、処分庁のケース診断会議において、返還金の控除はできないとの結果になったため、同年8月16日、審査請求人に誤った説明をしてきたことを謝罪し、就労経費や生活必需品の購入経費が返還金から控除できないことを説明した。

処分庁によれば、審査請求人への説明を誤った原因は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の間40の（2）のAおよびクに該当すると錯誤したためである。この規定は、生業にあてられる経費や生活用品の購入にあてられる経費を、貸付資金や恵与金、補償金等の収入から控除できる場合の規定であり、年金収入から控除する場合の規定ではない。

なお、この控除に関しては、処分庁は弁明書の中で、返還金から控除するのではなく、返還対象額から控除するべきものであるとしているが、課長通知1の（1）および別添様式によれば、返還金から控除するべきものである。

審査請求人は、経費が返還金から控除されるという処分庁の説明を信じ、物品の購入を進めていたが、処分庁がケース診断会議の結果、説明を変更したことにより返還金の控除が受けられなくなった。

一方、処分庁は、審査請求人の相談に対して十分な規定の確認をせず返還金の控除ができるものと錯誤し、控除ができるといった説明したが、説明を覆すこととなった。処分庁の審査請求人への対応は、関係法令や通知に則った対応であるとは言え、行政機関として信頼を損ねた対応であるといわざるを得ない。

今後、処分庁においては、被保護世帯に対して重要な決定をする場合には、前もって処分庁内で方針を十分に確認した上で被保護世帯に説明するよう留意するべきである。

（3）法第63条等の裁量の範囲について

次に、このように保護の実施機関の誤った説明を信じて被保護世帯が物品の購入を行った場合、法第63条および課長通知等において、保護の実施機関に返還金の控除を行う裁量が認められているか検討する。

前述したとおり、法第63条によれば、「保護を受けたときは、（中略）その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされており、保護の実施機関に一定の裁量が認められている。

この解釈については、課長通知1の（1）によれば、「原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされ、額の範囲が列挙されている。

また、課長通知1の（2）によれば、「遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱い」について、前述のとおり詳細に規定されている。

しかし、課長通知には、保護の実施機関が説明誤りをした場合についての記載はなく、説明を信

じて被保護世帯が物品の購入を行ったことに対して、処分庁に返還金から控除する裁量が認められているとはいえない。

また、法第63条および課長通知以外の生活保護に関する法令や通知においても、保護の実施機関の誤った説明を信じて被保護世帯が物品の購入を行った場合についての規定は見当たらず、処分庁に返還金から控除する裁量が認められているとはいえない。

生活保護制度は、国民の最低限度の生活を保障するために給付を行うものであり、その費用のすべてが国民の税金で賄われているという公益性を有しており、この点を鑑みても上記の取扱いは妥当なものであると考えられる。

第4 調査審議の経過

令和4年2月15日 諮問の受理

令和4年2月28日 審議

令和4年3月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 事実認定について

当審査会は、諮問書およびそれに併せて提出された審査請求書、弁明書、審理員意見書、その他の関係資料を精査し、事実関係は下記(1)から(11)のとおり明確であり、口頭陳述の必要性は認められないこと、および、審理員が行った事実認定に明確な誤りまたは不当な点は認められないと判断した。

(1) 令和元年7月24日、処分庁は、審査請求人の生活保護を開始した。

(2) 令和3年6月18日、審査請求人は処分庁に連絡し、令和3年7月15日に障害年金が支給される旨を申告した。また、同日、審査請求人は、障害年金の受給に伴う法第63条に基づく返還金(以下「返還金」という。)から控除できるものはないか、処分庁に相談した。処分庁は、年金請求のための診断書料、今後就職活動をするに当たり必要な経費や必要な生活用品の購入費用など、自立更生のための費用は、当該返還金から控除できること等について説明した。

(3) 令和3年6月21日、審査請求人は、障害年金の申請時、処分庁から医療費の返還についての説明がなかったとして、処分庁に不満を述べた。

(4) 令和3年7月6日、審査請求人は、令和3年5月1日に遡って生活保護を辞退する旨を処分庁に届け出た。これに伴い、生活の目途が立つとして、同日、処分庁は、令和3年5月1日付けで審査請求人の生活保護の廃止を決定した。また、同日、処分庁は、法第63条に基づく医療費の費用返還に対する妥協案として、返還金から生活用品や就職活動をするに当たり必要な物の購入費用を

控除する旨を審査請求人に伝え、審査請求人に見積書の提出を依頼した。

(5) 令和3年7月13日、審査請求人が処分庁に来所し、携帯電話、洗濯機の見積書を提出し、仕事に必要なものとしてパソコンとプリンターを購入したいと話したところ、処分庁は控除できると回答した。

(6) 令和3年7月15日、審査請求人は、平成28年2月分から令和3年5月分の障害年金として、4,160,665円を遡及受給した。また、同日、審査請求人から処分庁に連絡があり、ベッド等、生活に必要なものを購入し、返還金から控除してほしいとの申し入れがあり、処分庁は、ベッド、カーテン、物干竿は生活に必要なものとして控除可能であると回答した。

(7) 令和3年7月26日、審査請求人は、障害年金の収入申告のため処分庁に来所し、処分庁は令和3年7月15日付けで4,160,665円を受給した旨を確認した。

また、審査請求人は、今後の生活するために必要な生活用品および仕事で使用する物の購入費用について、返還金の控除対象としてほしい旨を処分庁に伝え、見積書を提出した。見積書に記載された金額の合計は、1,016,961円であり、その内訳は、ベッドが212,155円（送料を含む。）、洗濯機が149,800円（なお、審査請求書に添付された見積書では、審査請求人の手書きにより145,000円に訂正。）、カーテンが62,000円、パソコンが316,036円、プリンターが120,970円、携帯電話が156,000円であった。

(8) 審査請求人は、見積書に記載された物を早く購入し、領収証を提出するよう処分庁から求められたため、引越しや購入を急いだ。

(9) 令和3年8月13日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人が令和3年7月15日に遡及受給した障害年金を法第63条に基づく費用返還の対象に認定した上で、処分庁が令和元年7月24日から令和3年4月30日まで（審査請求人の保護の開始から廃止までの期間）に保護の費用として支弁した2,162,250円の全額を返還金とする旨を決定した。そして、処分庁は、返還金の控除をしない旨を併せて決定した。

なお、処分庁は、自立更生費について、遡及受給した障害年金から控除すべきものと判断しているが、審理員も意見書で指摘しているとおおり、審査会としても返還金から控除すべきものであると考える。

(10) 令和3年8月16日、処分庁は、見積書の金額が返還金から控除できるとの説明をしてきたことは誤りであったとして、審査請求人に謝罪した。

(11) 上記(2)から(10)について、処分庁は弁明書等においてその事実を認めている。

なお、審理員は、処分庁の審査請求人への対応について、「関係法令や通知に沿った対応であると

は言え、行政機関として信頼を損ねた対応であると言わざるを得ない。」とした上で、「今後、処分庁においては、被保護者に対して重要な決定をする場合には、前もって処分庁内で方針を十分に確認した上で被保護世帯に説明するよう留意するべきである。」（審理員意見書第3の2（7）、（8））と指摘しており、審査会としても全く異論のないところである。

2 法第63条に基づく費用返還について

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県または市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を規定する。

この法第63条に基づく費用返還の取扱いについては、課長通知によって示されている。

課長通知1の（1）は、法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることを規定する。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、通知に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えないものとした上で、具体的に控除が認められる額の範囲について、列挙している。

また、課長通知1の（2）は、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、課長通知1の（1）と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる旨を規定する。

3 法第63条等における保護の実施機関が行う控除の裁量の範囲について

保護の実施機関が、被保護者による年金の遡及受給に伴って、法第63条に基づく費用返還を決定する場合は、上記2の規定に基づいて費用の返還決定がなされるところ、本件のように、保護の実施機関が被保護者に対して、返還金の控除を認める旨の誤った説明をしたときに、誤った説明をしたことを理由として、返還金から被保護者が行った物品の購入等の費用を控除する裁量が認められるのかどうか、検討する。

前述のとおり、課長通知1の（1）は、返還により自立が著しく阻害される場合にのみ控除を認め、控除額の範囲を列挙し、課長通知1の（2）は、年金の遡及受給の場合の返還金からの控除の厳格な対応を求めており、返還金からの控除を行う処分庁の裁量を限定的に規定している。

そして、これらの課長通知には、保護の実施機関が返還金から控除を認めると誤った説明をした場合、その説明を信じて被保護世帯が物品の購入等を行ったことに対して、そのことを理由として、処分庁が返還金の控除ができることを示した規定は存在しない。また、その他の生活保護に関する法令および国の関係通知においても、同様の規定は存在しない。

これら法第63条や課長通知等の規定全体に鑑みると、保護の実施機関が法第63条に基づく費用返還を決定する場合において、当該機関が当該被保護者に対して、返還金の控除を認める旨の誤った説明をし、その説明を信じて被保護世帯が物品の購入等を行った場合において、そのことを理由として、処分庁が返還金を控除する裁量までもが認められていると解することはできない。

さらに、生活保護制度が、国民の最低限度の生活を保持するために給付を行うものであり、その費

用のすべてが国民の税金で賄われているという公益性を有していることから、処分庁には上記の場合に返還金から控除する裁量は認められていないものとする。

4 本件処分について

審査請求人は、令和3年7月15日に4,160,665円の障害年金を遡及受給している。この障害年金の資力が発生したのは、平成28年2月であり、処分庁による審査請求人の生活保護の開始以前であることが認められる。法第63条にいう「資力があつたとき」に、審査請求人は保護を受けていることから、処分庁が、保護の費用2,162,250円の全額を返還対象額として認定したことに、違法または不当な点は認められない。

また、処分庁は、令和3年8月13日のケース診断会議において審査請求人の返還金の控除の可否について検討しているが、処分庁は、返還金から見積書の額を控除するよう審査請求人から要求されていることを念頭に、仮に、審査請求人が見積書に記載された物を購入し、さらに、返還対象額である2,162,250円の全額を返還したとしても、審査請求人の手元には90万円以上が残る状況であることを確認した上で返還金の控除ができない旨の判断をしたことが認められる。

なお、審査請求人は、本件審査請求において、見積書に記載された額以外にも転居費用として減額を求めている。これらの費用については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の（1）のイにおいて、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合（中略）必要な額を認定して差し支えないこと。ただし、近い将来保護の廃止が予想され、その後に転居することをもって足りる者については、この限りではない。」との規定があることからすれば、本件処分時において既に生活保護を廃止されていた審査請求人に対し、転居費用を控除することは認められないものと解される。

以上のことから、処分庁は、本件処分に当たり、上記2の規定どおり、自立が著しく阻害される状況にないと判断した上で、厳格に控除の必要性を検討したことが認められる。

したがって、本件処分における法第63条の規定の適用に、違法または不当な点は認められない。

また、処分庁が審査請求人に対して、見積書の額を控除できるとの誤った説明をしてきたことを理由として、裁量により返還金の控除を認める処分ができないということは、上記3で検討したとおりであり、処分庁が返還金から見積書の額を控除すると示していた解決案を撤回したことは、妥当であったと認められる。

以上のことから、本件処分に違法または不当な点は認められない。

5 審理員の審理手続について

審理員の審理手続について、違法または不当な点は認められない。

6 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

福井県行政不服審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	備 考
玄津 辰弥	会 長
田中 住江	
永田 康寛	